

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 2 8 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 1 7 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 2 3 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第24条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

第29条第7号ア中「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物」を「耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）」に、「同条第9号の3に規定する準耐火建築物」を、「準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。以下同じ。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）」に改める。

第44条第8号ア中「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」を「耐火建築物」に、「同条第9号の3に規定する準耐火建築物」を、「準耐火建築物（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるものについては、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。